

町の家計簿お知らせします

～平成21年度上半期財政状況～

町の収入には、町民税や固定資産税などの町税や、国からの地方交付税・国庫支出金などがあります。そのお金の使いみちなどについて、町では年2回広報等を通じてお知らせしています。

今回は、平成21年度の上半期（4月から9月まで）の財政状況をお知らせします。



一般会計執行状況 予算総額 103億1,869万円

今年度の一般会計当初予算は、98億9,631万7千円(繰越分含む)でしたが、その後3回の補正(4億2,237万3千円)により、103億1,869万円となっています。

歳入の状況を見ますと、予算現額の52.2%にあたる53億8,299万7千円が収入済みです。歳出では、予算現額の44.9%に当たる46億2,930万9千円が支出済みです。

歳入 (単位：千円) □ 予算現額 □ 収入済額

歳入科目	予算現額	収入済額	執行率(%)
町税	5,173,914	3,004,317	58.1%
地方消費税交付金	278,000	200,074	72.0%
地方交付税	718,068	448,941	62.5%
国庫支出金	1,728,317	922,942	53.4%
繰越金	516,741	516,741	100.0%
町債	989,900	0	0.0%
その他	913,750	289,982	31.7%
合計	10,318,690	5,382,997	52.2%

歳出 (単位：千円) □ 予算現額 □ 支出済額

歳出科目	予算現額	支出済額	執行率(%)
議会費	118,744	55,434	46.7%
総務費	2,072,570	1,308,822	63.1%
民生費	2,478,840	1,081,659	43.6%
衛生費	1,049,244	364,344	34.7%
農林水産業費	65,466	30,754	47.0%
商工費	83,497	66,313	79.4%
土木費	1,572,757	612,413	38.9%
消防費	500,487	216,537	43.3%
教育費	1,198,613	388,059	32.4%
公債費	1,163,602	504,974	43.4%
その他	14,870	0	0.0%
合計	10,318,690	4,629,309	44.9%

町税などの負担状況

平成21年10月1日現在の人口と世帯をもとに、平成21年度上半期の町税にかかる収入済額と全支出済額の数値を世帯ごとと1人あたりで見ると、下記のとおりとなっています。

(41,892人、15,595世帯)

- 1人あたりが負担した額 71,716円
- 1世帯あたりが負担した額 192,646円
- 1人あたりに使われた額 110,506円
- 1世帯あたりに使われた額 296,846円

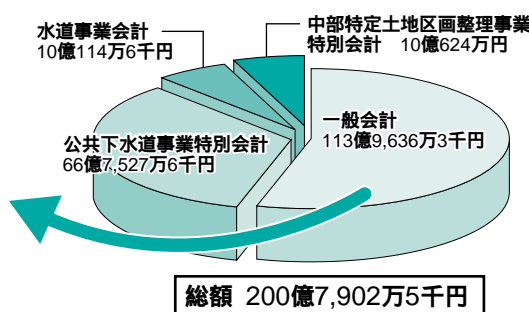


一般会計にかかる地方債残高の内訳

(単位：千円)

項目	現在高	構成比(%)
総務	53,690	0.3
民生	610,756	3.0
衛生	79,672	0.4
土木	2,908,066	14.5
消防	107,101	0.5
教育	3,710,097	18.5
その他	3,926,981	19.6
合計	11,396,363	56.8

地方債(注)現在高の状況



地方債現在高の状況
 地方債の現在高および一般会計に関する地方債残高の内訳は次のとおりです。
 (注)地方債：地方公共団体が資金調達のために負担する債務借入金(金)のこと。町においては町債ともいいます。

町税の納期限内納付にご協力を

町政運営にあたり、格別なご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

平成21年度の一般会計歳入予算は103億1,869万円です。そのうちみなさんに負担いただいております町税は51億7,391万4千円で、予算の50・14%を占めています。

この大切な税を活用させていただき、誰もが安心して安全に暮らせるまちづくりを目指し、「埼玉県一の安心・安全なまち」へ、さらには4万1千余の町民の福祉向上にと努力をいたしているところです。

これらが予定どおり実施できるよう、年末にあたり種々ご都合もおありのことと思いますが、今後とも納税は納期限内に、また未納のある方はその解消に一層のご理解を賜り、町の発展に格別のご協力をお願い申し上げます。

伊奈町長 野川 和好

町税等の納期のお知らせ

納付は納期限までにお忘れなく

国民健康保険税	6期
介護保険料	6期
後期高齢者医療保険料	6期

納付期限 12月25日

納期限内の納付をお願いします。町税等の納付は、便利な口座振替をご利用ください。口座振替申込書は、納付書に綴られてあるほか、収税課・福祉課窓口にあります。通帳・通帳使用印をご持参のうえ、収税課・福祉課または取扱い金融機関でお申し込みください。

口座振替の開始は、申込月の翌月末以降の納期分からとなります。

収税課(内) 2143

福祉課(内) 2124

2129

住民税の住宅ローン控除

(住宅借入金等特別税額控除)



所得税から控除しきれなかった住宅ローン控除額を、住民税から控除できる場合があります。

対象者は、平成11年から平成18年までおよび平成21年から平成25年までの入居者です。

平成11年から平成18年までの入居者

給与所得者の場合は、この控除を受けるための申告は不要となりました。ただし、給与支払報告書(および源泉徴収票)の摘要欄に、入居年月日・住宅ローン控除可能額が記載されていることが必要です。(記載がない場合は、控除が受けられません。)

確定申告をする場合には、確定申告書の「特例適用条文等」欄に、入居年月日の記載をお願いします。いずれにおいても、源泉徴

収票・確定申告書に記載漏れがないか確認をお願いします。平成21年から平成25年までの入居者

新たに所得税の住宅ローン控除の申告が必要です。所得税において、控除しきれなかった金額がある場合は、翌年度の住民税から控除されます。なお、入居した年が平成19年および平成20年の場合、所得税額の減少に配慮した特例が講じられているため、住民税の住宅ローン控除の適用はありません。

住民税の寄附金税額控除の対象寄附が拡充されました

これまでの対象寄附に加え、次の内容が追加されました。

所得税の寄附金控除の対象(社会福祉法人、学校法人等に対する寄附金)のうち、次の法人への寄附金

- 町内に主たる事務所を有する法人に対する寄附金
- に掲げる法人のほか、

町民の福祉の増進に寄与するもの等で、規則で定めるところにより、町長が指定した法人または団体に対する寄附金

税務課(内) 215

2

工事のお知らせ



栄3丁目地内において左記のとおり工事を実施します。

工事期間中は、ご迷惑をおかけいたしますが、ご理解とご協力をお願いします。

工事場所

・栄3丁目地内

工事名

・町道第4255号線側溝整備工事(延長181m)

・栄地内排水路整備工事(延長125m)

完成工期

・平成22年3月19日まで

土木課(内) 2414

